

財団法人 日本きのこ研究所

有機農産物・有機加工食品 認定料金

別表1 認定手数料

	有機農産物・有機加工食品	
	生産行程管理者	小分け業者
認定申請料	5,000円～	120,000円～（＊補足）
書類審査料	10,000円	10,000円
実地検査料(日当)	30,000円/日/検査員	30,000円/日/検査員
移動日日当	5,000円/日/検査員	5,000円/日/検査員
検査報告書作成料	10,000円	20,000円
判定審査料	10,000円	20,000円
認定料	10,000円	10,000円
その他の経費 (旅費交通費、通信費)	実費	実費
合計 (試算)	75,000円+(管理規模料金 別表4)+ 実費(旅費交通費、通信費)+(移動日日当)	210,000円+ 実費(旅費交通費、通信費)+(移動日日当)

※ 認定申請料

申請書類の費用と認定有資格者による認定審査体制構築のための準備費用。

認定申請料は、基本料金 5,000 円に別表 4 に示した管理規模別の料金が加算されます。有機農産物の生産行程管理者が乾燥きのこを生産して有機加工食品として認定申請する場合、認定申請料は 1 割増しとします。従って 1000m²未満(約 303 坪)のほだ場で乾シイタケを生産する場合の認定申請料は 5,500 円となり、これに上記の書類審査料、実地検査料、検査報告書作成料、判定審査料、認定料、その他の経費(旅費交通費、通信費)を加算した合計となります。

※ 書類審査料

書類の審査、事務手数料など。

提出された書類に重大な不適合がみられ、再度の書類提出が必要となった場合は、書類再審査料として 5,000 円が加算されます。

※ 実地検査料(日当)

検査員の日当、事務、消耗費などで、現地までの旅費、宿泊費はこの科目には含まれません。管理規模の大きさによって検査に要する時間が異なります。検査を実施する前に、料金を見積もりいたします。なお検査補助員が同行した場合、補助員の日当は請求しません。

※移動日日当

検査員の居住地もしくは日本きのこ研究所からの検査対象事業者の所在地までが遠い

などの理由で、前泊が必要となる場合には、交通費実費のほかに、移動日日当及び宿泊代の実費を請求させていただきます。ただし資格を有さない検査補助員の移動日日当は請求しません。

※ 検査報告書作成料

報告書作成に関わる消耗品、報告文書作成手数料相当分など。

※ 判定審査料

判定委員会開催のための費用、判定員の日当相当分、認定処理に関わる事務手数料など。

※ 認定料

認定証の作成交付に関わる事務等手数料、JAS マーク原版の作成交付にかかわる事務等手数料、認定事項に関わる手数料等。認定後業務の維持に関する経費等。

※ その他の経費(旅費交通費、通信費)

旅費交通費は、検査員、検査補助員の旅費交通費で、請求の範囲は、検査員の居住地または日本きのこ研究所を起点とした実費の範囲とします。鉄道使用のグリーン料金、飛行機のビジネスクラス以上の席料金は請求しません。タクシーの利用は、事前に申請者の了解を得てから利用します。乗用車を利用する場合はガソリン代と有料道路料金の実費としますが、ガソリン代として1km30円として計算し、宿泊費は1泊10,000円までとし、それを超える差額は請求しません。通信費は検査のために必要な貨物が生じた場合の経費に限るものとします。

(注1) グループで申請する場合は、グループを構成する生産者のなかから生産行程管理者、格付担当者を決め、その中からグループ全体の生産から格付、出荷までを把握管理する生産行程管理責任者、格付責任者を選任する必要があります。内部規程や格付規程を周知徹底してグループを構成する生産者を管理する必要があります。認定申請料、書類審査料、検査報告書作成料、判定審査料、認定料は個人で申請する料金と同一ですが、各生産者の管理規模、移動日日当は別途加算されます。

(注2) 小分け業者の認定申請料は事業所が同一市町村内にある場合の手数料で、同一市町村外にも事業所を有している場合は1箇所につき5,000円加算されます。

(注3) 実地検査で資機材等の移動に際し派生した費用は、申請者が負担していただきます。

認定手数料の支払方法、支払期限は以下の通りとする。

- (1) 認定申請料と書類審査料は認定業務規定第25条により申請時に受け付けるものとする。
- (2) その他の科目は請求書の到着から1ヶ月以内に支払うものとする。
- (3) 支払方法は、郵便振込、銀行振込もしくは現金によるものとする。

なお、きのこ研が受理した認定手数料は返還することはできません。

別表2 調査手数料（年次定期調査）

	有機農産物・有機加工食品	
	生産行程管理者	小分け業者
調査申請料	5,000円～	120,000円～（＊補足）
書類審査料	（申請内容に変更がある場合5,000円）	（申請内容に変更がある場合5,000円）
実地検査料(日当)	30,000円/日/検査員	30,000円/日/検査員
移動日日当	5,000円/日/検査員	5,000円/日/検査員
検査報告書作成料	10,000円	20,000円
確認審査料	10,000円	20,000円
その他の経費 (旅費交通費、通信費)	実費	実費
合計 (試算)	55,000円+(管理規模料金 別表4)+ 実費(旅費交通費、通信費)+(移動日日当)	190,000円+実費(旅費交通費、通信費)+(移 動日日当)

※調査申請料

年次定期調査は、認定事業者の認定内容事項が維持されていることを確認するための調査であり、変更がなくとも認定されてから概ね1年以内に調査を実施します。

調査申請料は、次年度以降も引続き認定を継続申請するための料金で基本料金 5,000円に別表4に示した管理規模別の料金が加算されます。

有機農産物の生産行程管理者が乾燥きのこを生産して有機加工食品として調査申請する場合、調査申請料は1割増しとします。

※書類審査料

申請内容に変更がない限り、書類審査料は不要です。

※実地検査料(日当)

管理規模によって検査に要する時間がことなります。検査を実施する前に、料金を見積もりいたします。なお検査補助員が同行した場合、補助員の日当は請求しません。

※移動日日当

検査員の居住地もしくは日本きのこ研究所からの検査対象事業者の所在地までが遠いなどの理由で、前泊が必要となる場合には、交通費実費のほかに、移動日日当及び宿泊代の実費を請求させていただきます。ただし資格を有さない検査補助員の移動日日当は請求しません。

※検査報告書作成料

報告書作成に関わる消耗品、報告文書作成手数料相当分など。

※確認審査料

判定委員会開催のための費用、判定員の日当相当分、認定処理に関わる事務手数料など。

※その他の経費(旅費交通費、通信費)

旅費交通費は、検査員、検査補助員の旅費交通費で、請求の範囲は、検査員の居住

地または日本きのこ研究所を起点とした実費の範囲とします。鉄道使用のグリーン料金、飛行機のビジネスクラス以上の席料金は請求しません。タクシーの利用は、事前に申請者の了解を得てから利用します。乗用車を利用する場合はガソリン代と有料道路料金の実費としますが、ガソリン代として1km30円として計算し、宿泊費は1泊10,000円までとし、それを超える差額は請求しません。通信費は検査のために必要な貨物が生じた場合の経費に限るものとします。

(注1) グループ申請の場合は、別表1に準じて調査申請料、書類審査料、検査報告書作成料、確認審査料は個人で申請する料金と同一ですが、各生産者の管理規模、移動日当は別途加算されます。

(注2) 小分け業者の認定申請料は事業所が同一市町村内にある場合の手数料で、同一市町村外にも事業所を有している場合は1箇所につき5,000円加算されます。

(注3) 実地検査で資機材等の移動に際し派生した費用は、申請者が負担していただきます。

調査手数料の支払方法、支払期限は以下の通りとする。

- (1) 調査申請料は申請時に受け付けるものとする。その他の科目は請求書の到着から1ヶ月以内に支払うものとする。
- (2) 支払方法は、郵便振込、銀行振込もしくは現金によるものとする。

別表3 調査手数料（臨時調査）

	有機農産物・有機加工食品	
	生産行程管理者	小分け業者
調査申請料	0	0
書類審査料	0	0
実地検査料(日当)	30,000 円/日/検査員	30,000 円/日/検査員
移動日日当	5,000 円/日/検査員	5,000 円/日/検査員
検査報告書作成料	10,000 円	20,000 円
確認審査料	10,000 円	20,000 円
その他の経費 (旅費交通費、通信費)	実費	実費
合計 (試算)	50,000 円+ 実費(旅費交通費、通信費)+(移動日日当)	70,000 円+ 実費(旅費交通費、通信費)+(移動日日当)
改善確認検査料	10,000 円/件	10,000 円/件

※臨時調査

臨時調査は、定期調査の際にみられた不適合事項の改善、情報提供などによる臨時確認のための調査です。従って調査申請料及び書類審査料は不要です。

※実地検査料(日当)

不適合事項の確認のための検査料です。

※移動日日当

検査員の居住地もしくは日本きのこ研究所からの検査対象事業者の所在地までが遠いなどの理由で、前泊が必要となる場合には、交通費実費のほかに、移動日日当及び宿泊代の実費を請求させていただきます。ただし資格を有さない検査補助員の移動日日当は請求しません。

※ 検査報告書作成料

報告書作成に関わる消耗品、報告文書作成手数料相当分など。

※ 確認審査料

判定委員会開催のための費用、判定員の日当相当分、認定処理に関わる事務手数料など。

※ その他の経費(旅費交通費、通信費)

旅費交通費は、検査員、検査補助員の旅費交通費で、請求の範囲は、検査員の居住地または日本きのこ研究所を起点とした実費の範囲とします。鉄道使用のグリーン料金、飛行機のビジネスクラス以上の席料金は請求しません。タクシーの利用は、事前に申請者の了解を得てから利用します。乗用車を利用する場合はガソリン代と有料道路料金の実費としますが、ガソリン代として 1km30 円として計算し、宿泊費は 1泊 10,000 円までとし、それを超える差額は請求しません。通信費は検査のために

必要な貨物が生じた場合の経費に限るものとします。

※ 改善確認検査料

定期調査の際に不適合事項が指摘され、その改善を確認した場合にのみ必要となります。

(注1) グループ申請で臨時調査の必要が認められた場合は、該当する生産者のみに料金が派生します。

調査手数料の支払方法、支払期限は以下の通りとする。

- (1) 請求書の到着から1ヶ月以内に支払うものとする。
- (2) 支払方法は、郵便振込、銀行振込もしくは現金によるものとする。

別表4 認定申請料と調査申請料の管理規模別料金

ほだ場(原木栽培)またはハウス(菌床栽培)の面積	認定申請料	調査申請料
1,000m ² 以内	0円	0円
1,001～2,000m ²	5,000円	2,500円
2,001～4,000m ²	10,000円	5,000円
4,001m ² 以上	20,000円	10,000円

(注1) 認定申請料と調査手数料は、基本料金5000円に上記の管理規模別料金が加算されます。

(注2) 菌床栽培のハウスは子実体発生用ハウスの面積で、培養用ハウス、仕込み施設などの面積は含まれません。

(注3) なお有機加工食品単独で申請する場合の管理規模別料金は、加工施設(乾燥場)の面積を適用します。

(注4) 有機農産物の生産行程管理者が生きのこを生産して有機加工食品として認定申請する場合、すなわち有機農産物と有機加工食品を同時に申請する場合、加工施設(乾燥場)の面積は管理規模別料金には合算しません。ただし認定申請料は1割増しとなります。従って1000m²未満(約303坪)のほだ場またはハウスで生きのこを栽培し、これを乾燥する場合の管理規模別料金は基本料金5,000円の1割増し5,500円で、1,001～2,000m²のほだ場またはハウスの場合は、基本料金5,000円に管理規模別料金として5,000円を加算し、その1割増し11,000円となります。

別表5 講習会料金

1. きのか研及び桐生市内で実施する場合
 - ① 講習料 20,000 円
 - ② テキスト代 1,000 円/人

2. 受講者指定の現地で実施する場合
 - ① 講習料 20,000 円
 - ② テキスト代 1,000 円
 - ③ 講師旅費交通費・通信費 実費
 - ④ 移動日日当 5,000 円/日/講師

※その他経費(旅費交通費、通信費)

旅費交通費は、講師の旅費交通費を請求できるものとする。講師の居住地または日本きのか研究所を起点とした実費の範囲とする。鉄道使用のグリーン料金、飛行機のビジネスクラス以上の席料金は請求できない。タクシーの利用は、申請者の了解を得なければならない。乗用車を利用する場合はガソリン代と有料道路料金の実費とするが、ガソリン代として1km30円として計算する。宿泊費は1泊10,000円までとし、それを超える差額は請求の対象外となる。通信費は講習のために必要な貨物が生じた場合の経費に限るものとする。

※ 移動日日当

講師の居住地もしくは日本きのか研究所からの講習会場の所在地までが遠いなどの理由で、前泊が必要となる場合には、交通費実費のほかに、移動日日当及び宿泊代の実費を請求するものとする。

この規程は、きのか研が登録認定期間への登録と同時に施行する。